

愛知県衛生研究所における競争的研究資金に係る間接経費の取扱方針

競争的資金に係る間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能向上に活用することにより、研究機関の競争を促し、研究の質を高め、競争的資金をより効果的・効率的に活用することを目的として措置されたものである。

これらの趣旨を踏まえ、衛生研究所（以下当所）における間接経費の運用について次のとおり取扱方針を定めるものとする。

1 間接経費運用の基本方針

- (1) 間接経費の配分、使用に当たっては、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保するものとする。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うものとする。
- (2) 間接経費の使用に当たっては、2に定める競争的資金管理委員会（以下管理委員会）において使用方針等の作成及び適宜修正を行い、方針等に基づき計画的かつ適正に執行するものとする。
- (3) 獲得した複数の競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用するものとする。

2 競争的資金管理委員会

- (1) 管理委員会は所長・次長・研究監及び研究を担当する各部長で構成するものとする。
- (2) 管理委員会は、所長が必要に応じて招集するものとする。
- (3) 管理委員会の議事録は、出席委員の承認を得た後、総務課にて保管する。

3 間接経費の配分

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や当所全体の研究機能向上に活用するため、原則として競争的資金を獲得した研究者の所属する部に 50%（以下「研究部門経費」という。）及び当所全体の共通経費として管理部門に 50%（以下「共通経費」という。）を配分するものとする。この配分比率については、必要に応じて管理委員会において見直すこととする。なお間接経費の配分比率を変更した場合は、委員会から当該資金を獲得した研究者に遅滞なく周知することとする。

4 間接経費の使途

間接経費の使途は、別表「間接経費の主な使途」を参考に、次のとおり執行するものとする。

(1) 共通経費

共通経費は、研究所全体の研究機能向上および各部等からの要求に基づき、管理委員会の審議を経て総務課が執行するものとする。

(2) 研究部門経費

各部に配分された経費は、部長の責任と判断で執行するものとする。なお執行期間が定められた経費について当該部において執行予定のない場合は、当該部長より遅滞なく管理委員会に諮り、共通経費に移行することとする。

5 間接経費の返還

競争的資金を獲得した研究者の異動等によって間接経費の返還が生じた場合には、共通経費及び研究部門経費それぞれから返還するものとする。

6 間接経費の報告

当該部及び総務課は、当該年度終了後速やかに使用実績を管理委員会に報告するものとする。

7 その他

本方針に定めるもののほか、間接経費の取扱いについて必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この取扱方針は、平成 19 年 9 月 18 日から施行する。

愛知県衛生研究所における間接経費の用途は、愛知県衛生研究所の競争的資金による研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

1 管理に係る経費

- (1) 施設・設備の整備、維持及び運営経費
- (2) 管理事務に係る必要経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など
- (3) 共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費など

2 研究に係る経費

- (1) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費など
- (2) 共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費など
- (3) 特許関連経費
- (4) 研究室の整備、維持及び運営経費
- (5) 実験動物管理施設及びほ場などの整備、維持及び運営経費
- (6) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- (7) 設備の整備、維持及び運営経費
- (8) ネットワークの整備、維持及び運営経費
- (9) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- (10) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- (11) 図書室の整備、維持及び運営経費
など

3 その他の関連する事業部門に係る経費

- (1) 研究成果展開事業に係る経費
- (2) 広報事業に係る経費

4 その他用途の特例

前記以外であっても、所長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合には執行できるものとする。なお、直接経費から充当すべきものは対象外とする。